

書面意見（保田委員）

議題2 中野区成年後見制度利用促進計画（素案）について

【ご質問】

中野区成年後見制度利用促進計画（素案）80頁の「申立書の作成支援」と「区長申立ての実施と円滑な実施体制の整備」との関係についてお伺いできますと幸いです。

前者は「申立書を作成することが難しい方」を対象とし、後者は「申立てが見込めない場合」を対象とされております。

老人福祉法32条、知的障害者福祉法28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律51条の11の2は「その福祉を図るため特に必要がある」ときとしているところ、一般論としてこの両者の線引きはどこにありますでしょうか。すなわち、どのようなときに申立書の作成が難しいと判断され、どのようなときにそれを超えて申立て自体が見込めないと判断されますでしょうか。

もちろん、個々の事案によるところが大きいかと思われませんが、必要な制度を適時に利用することができるために、各制度・支援の利用の目安をある程度明らかにできればと思ってお尋ねする次第です。

【回答】

本計画で、「申立書の作成支援」の取組について、「申立書を作成することが難しい方に」としてありますが、これは申立てをされる方の判断能力が低下しているから申立書作成が難しい方というよりは、申立書の記載の仕方が分かりにくくて難しいので教えてほしいという方を対象に、ご説明などをする支援になります。

ただ、認知症や精神的な障害等がある方でも、判断能力がそれほど低下していなくて本人申立てを行う方もいらっしゃいますので、そういう場合と、本人申立ては難しいと思われ、かつ他に申立てを行う親族等がいらっしゃらないので区長申立てを行う場合を、どこで線引きするのかという課題は確かにあると思っています。

基本的には、成年後見制度をご自分で理解され、どうしたいか判断もできる方は、本人申立てができると考えられます。また、申立ての手続を弁護士や司法書士に委任して行うこともできますが、その委任契約を自分で締結できるかどうかのも一つの目安になると思います。

しかし、認知症等の進行が早く、手続きが進行している中で本人の意思が変わってしまう場合などもありますので、やはり一人ひとりの状況をよく見極めて、必要な後見制度の利用が滞らないよう判断していくことが必要だと考えています。